

令和元年7月3日

福島町議会議長 溝部 幸基 様

福島町議会議員 溝部 幸基 ㊞

研修成果報告書

福島町議会議員の研修に関する条例第7条の規定により、次のとおり成果を報告します。

記

- 1 研修日時 令和元年6月25日(火)
午後1時～午後4時30分
- 2 研修先 札幌市 「札幌コンベンションセンター」
- 3 研修目的 令和元年度北海道町村議会議長会主催議員研修会
- 4 成果 別紙のとおり

【研修会講演内容】

- (1) 「どうなる？今後の日本政治」

政治評論家 有馬 晴海

- (2) 「地方は変わるか

～議会はどうか変わるか、自治体をどう変えるか～」

中央大学名誉教授 佐々木 信夫

(1)「どうなる？今後の日本政治」

政治評論家 有馬 晴海

以前の研修で、参議院選挙を目の前にしての講師選考については、慎重にしてほしい旨を報告書に書いた。今回の講演も、亥年現象として、第1次安倍政権での「年金隠し問題」、第2次安倍政権下の「年金生活2000万円不足問題」で慌てふためく政局を指摘、何とか笑いを求めながら、頑張っておりましたが、テレビ・新聞等の域を超える効果があったとは、思えませんでした。政局を演題とすることを止めて、現状に合った政策課題をテーマに識者の講演を聞きたいと強く思いました。

政局は、中選挙区制を小選挙区制に変えた結果なのか、民主党政権も誕生、衆参変則の体制を経験しながら、現状は、自民党一党独裁の様相となっている。

国民の多くの反対の声を押し切って進めた、特定秘密保護法・違憲な安保法・共謀罪法、公文書の廃棄改ざん隠蔽捏造・国家戦略特区などに見られる行政の私物化まがいのことなど、長期政権になっての緩み、奢りからの強引な手法が随所に見られる状況が続く、最近の予算審議を避け続ける姿は、地方議会の見本にもならない体たらくと言える。野党の実態も情けなく、本当に、今の小選挙区制度で良いのか、首をかしげてしまう。

(2)「地方は変わるか

～議会はどうか変わるか、自治体をどう変えるか～

中央大学名誉教授 佐々木 信夫

佐々木先生については、議会改革に取り掛かった早い段階から良く知っておりまして、資料もよく読み、シンポジウムで話も聞いたこともありました。

地方議会が主役となれず、能力がないと言われた状況から、地方分権改革が進み、機関委任事務制度が全廃され、ほとんどが自治事務となり法定受託事務を含め、基本的な意思決定は、各自治体の自己決定・自己責任となり、地方議会に委ねられることとなったとし、住民に身近な市町村を「法律の範囲内」で条例を作るレベルから、「第1の政府」に変えるために、地方自治体が自ら立法権を持ち、必要なルール・政策を自由に創っていく「地域主権改革」への転換を提唱していた。

地方自治法が大幅に改正され、定例会の回数制限がなくなり、通年議会の開催が可能となり、議会独自に予算教書を作成し、首長に提出することによって直面する課題の全体像が見え、改革の焦点が明確になり、政策条例の提案に結びつけるべき議会改革は、事業仕分けによる決算審査から始めるべきと、説いておりました。

その際、自らしなければならない(できる)改革に取り組んでいないのが地方の実態で、改革に真剣に挑んできた自治体にとっても不可能であり、東京都庁基準のOBには、零細な極小自治体の実態など念頭に入っていないと感じた事を思い出す。

今回の講演でも、先生の説く、議会のあるべき姿、理想は理解できるが、基点を脆弱な地方自治体においているとは思えず、人口減少・財政危機を大転換点として、自治体の定住自立圏構想、広域化、再合併、道州制に連動する思考と感じた。

気が付いたことから、できることからを合言葉に、後戻りしそうな状況を必死にこらえ、時間をかけて取り組んできた、過疎少子高齢化が進む弱小自治体議会の苦悩は、理解してもらえないと思うが、あらためて、状況をしっかり自覚し、更に挑む意志を堅固のものとすることが出来ました。